様式第１号（第４条第1項関係）

宇城市学校給食センター見学等承認申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年　　月　　日

宇城市学校給食センター所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【申請者又は団体名】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先TEL

FAX

宇城市学校給食センター見学等について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 実施希望日時 | 第1希望日：　　　　年　　　月　　　日（　　　）  第2希望日：　　　　年　　　月　　　日（　　　）  ※番号に〇を付けてください。  １　午前の部　　　　　　午前９時００分から午前１１時３０分まで  ２　午後の部　　　　　　午後１時３０分から午後３時００分まで  ３　午前・午後の部　　　午前９時００分から午後３時００分まで  ４　その他　　　　　　　　　　　時　分から　　　時　分まで |
| 参加人数 | 番号に〇を付け、人　数を記入してください。  １　見学・試食　大人　　名,（幼児・小学生・中学生）　　名　合計　　名  ２　見学のみ　　大人　　名,（幼児・小学生・中学生）　　名　合計　　名  ３　試食のみ　　大人　　名,（幼児・小学生・中学生）　　名　合計　　名 |
| 費　　　用 | １　無  ２　試食費　　　　　２６０円×　　　　名＝　　　　円  ３　その他　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 見学等の  目的・内容等 |  |

【備考】

１　希望する日の前々月の末日（末日が宇城市の休日を定める条例（平成１７年宇城市条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日に当たるときはその前日）までに申し込んでください。なお、すでに予約が入っている場合、希望日時に受付できない場合があります。

２　見学時間帯により、調理作業が終了している場合があります。また、試食がある場合の試食時間は午前10時50分から11時30分までとなります。

３　営利目的又は観光目的での見学については、本来の趣旨と異なることからお断りします。

４　災害、事故又は警報発令等により学校給食が中止又は変更される場合があります。

５　給食センターの業務に支障を及ぼすおそれがある場合は中止又は変更される場合があります。

様式第３号（第４条第３項関係）

宇城市学校給食センター見学等内容変更届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

宇城市学校給食センター所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【申請者又は団体名】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名又は代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 連絡先TEL

FAX

　　　年　　月　　日実施予定の見学等に係る内容を、下記のとおり変更したいので届出します。

記

■変更内容（変更される事項のみご記入ください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更事項  ※変更事項に☑をつけてください | 変更前 | 変更後 |
| □実施日時 | ▼日時：　　年　　月　　日（　　）  １ 午前の部　午前9時00分 ～ 午前11時30分  ２ 午後の部　午後1時30分 ～ 午後3時  ３ 午前・午後の部　午前9時00分～午後3時  ４ その他　　　時　分　～　時　分 | ▼日時：　　年　　月　　日（　　）  １ 午前の部　午前9時00分 ～ 午前11時30分  ２ 午後の部　午後1時30分 ～ 午後3時  ３ 午前・午後の部　午前9時00分～午後3時  ４ その他　　　時　分　～　時　分 |
| □参加者及び  参加人数 | １　見学・試食  大人　名,（幼児・小学生・中学生）　　名　合計　　名  ２　見学のみ  大人　名,（幼児・小学生・中学生）　　名　合計　　名  ３　試食のみ  大人　名,（幼児・小学生・中学生）　　名　合計　　名 | １　見学・試食  大人　名,（幼児・小学生・中学生）　　名　合計　　名  ２　見学のみ  大人　名,（幼児・小学生・中学生）　　名　合計　　名  ３　試食のみ  大人　名,（幼児・小学生・中学生）　　名　合計　　名 |
| □その他 |  |  |

【備考】

１　災害、事故及び警報発令等により学校給食が中止又は変更される場合があります。

２　給食センターの業務に支障を及ぼすおそれがある場合は中止又は変更される場合があります。